

どっぷり高知旅キャンペーン運営支援委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

どっぷり高知旅キャンペーン運営支援委託業務

(2) 事業の目的

「極上の田舎、高知。」をコンセプトとし、高知ならではの魅力を「じっくり」、「深く」、「たっぷり」味わっていただき、観光客の長期滞在やリピート率の向上を目標とした取り組みである、どっぷり高知旅キャンペーン（以下、「キャンペーン」という。）の運営に関して、民間のノウハウを活用することにより、キャンペーン内で展開する制作物の作成支援や、企画立案力の向上、さらには運営事務の効率化等を図る。

(3) 事業内容

別添仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

2 見積限度額

58,685千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※内訳 令和8年度分（6月開始） 26,950千円

令和9年度分 31,735千円

3 審査委員会の設置

別途定める「どっぷり高知旅キャンペーン運営支援委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者とどっぷり高知旅キャンペーン推進委員会（以下、「推進委員会」という。）は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手續に進みます。5日以内（予定、土・日・祝日を除く。）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて推進委員会と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県内に本店を有する者であること、又は、高知県内に本店を有する者を構成員に含む共同企業体であること。
- (2) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(若しくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する事業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する事業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 複数の事業者により構成された団体からの共同提案(共同企業体としての提案を含む。)を行う場合は、構成メンバー代表者が高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(若しくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること。

6 説明会

日時：令和8年4月9日(木)午後1時30分から

場所：ZOOMによるオンライン形式の開催

※ 説明会への参加を希望される事業者は、4月6日(月)午後3時までに(「説明会参加申込書(別紙様式-1)」を「14 問合せ先」に記載のメールアドレスに電子メールにて送信し、電話により着信を確認してください。

7 質疑と回答

質疑は令和8年4月14日(火)午後5時までに別紙様式-2により電子メールで受け付けます。質疑提出後、電話により着信を確認してください。質疑と回答の内容は4月17日(金)までに高知県観光政策課のホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書(別紙様式-3-1)に資格要件の確認書類を添えて申込を受け付けます。申込に当たって必要な提出書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

| 様式番号 | 提出書類の名称 | 規格 | 提出部数 |
|------|--------------------|-----|------|
| 3-1 | 参加申込書 | A4縦 | 正本1部 |
| 3-2 | 共同提案者一覧(共同提案の場合のみ) | A4縦 | 正本1部 |

| 様式番号 | 提出書類の名称 | 規格 | 提出部数 |
|------|----------------------|-------|--------|
| 4 | 法人概要書 | A 4 縦 | 正本 1 部 |
| — | 参加者の都道府県税の納税証明書 | | 1 部 |
| — | 参加者の消費税及び地方消費税の納税証明書 | | 1 部 |

(1) 参加申込書

ア 提出方法

持参、又は郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）

イ 提出期限

令和 8 年 4 月 20 日（月）午後 5 時（必着）

※持参の場合、高知県庁閉庁日には受付できません。

ウ 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号 高知県庁本庁舎 5 階

高知県観光振興スポーツ部観光政策課内

どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会事務局

担当：山田、田中

(2) 共同提案の場合の留意事項

ア 幹事者を決め、「参加申込書（別紙様式－3－1）」は幹事者が提出して下さい。

イ すべての共同提案者について、「共同提案者一覧（別紙様式－3－2）」に記入のうえ、併せて提出して下さい。

ウ 幹事者及びすべての共同提案者について、「法人概要書（別紙様式－4）」（添付書類含む。）を提出して下さい。

エ 「参加申込書」を提出した後に幹事者又は共同提案者に変更があった場合、参加申込期限までに、変更後の「参加申込書」及び「共同提案者一覧」を提出してください。

オ 共同体等の構成員となる事業者は、自身が単独提案で参加すること及び他の共同体等の構成員として参加することはできません。

(3) 資格要件の確認

推進委員会事務局で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和 8 年 4 月 22 日（水）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(4) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を電子メールにより通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（土・日・祝日を除く。）以内に、電子メールにより、推進委員会会長（以下「会長」という。）に対して資格要件

が満たなかったことについての説明を求めることができます。

イ 会長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（土・日・祝日を除く。）以内に電子メールにより回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「どっぷり高知旅キャンペーン運営支援委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「どっぷり高知旅キャンペーン運営支援委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和8年5月14日（木）（予定）までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には開示の対象となります。

12 日程

| | |
|----------------------|------------------|
| 令和8年4月1日（水） | 募集開始 |
| 令和8年4月6日（月）午後3時（必着） | 説明会参加申込×切 |
| 令和8年4月9日（木）午後1時30分から | 説明会 |
| 令和8年4月14日（火）午後5時まで | 質疑×切 |
| 令和8年4月20日（月）午後5時（必着） | 参加申込、資格確認書類提出×切 |
| 令和8年4月22日（水） | 参加資格要件の確認通知 |
| 令和8年5月7日（木）午後5時（必着） | 企画提案書の提出×切 |
| 令和8年5月12日（火）予定 | 審査委員会（プレゼンテーション） |
| 令和8年5月14日（木）予定 | 審査結果通知 |

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（推進委員会内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に準じて、開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定に準じて非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-5により提出してください。

開示・非開示の判断は様式-5に基づき行うものではなく、様式-5を参考に、同条例に準じて、推進委員会が客観的に判断します。

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁本庁舎5階
高知県観光振興スポーツ部観光政策課内
どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会事務局
担当：山田、田中
TEL：088-823-9610、FAX：088-823-9256
E-mail：020101@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 推進委員会事務局職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の推進委員会との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。